

京都市教育委員会教育長告示第19号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

平成27年1月20日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

臨時に休所する日 平成27年7月16日（木）及び同月17日（金）

（野外活動施設花背山の家事業課）